



福岡医発第2361号（地）

令和元年12月14日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

（公 印 省 略）

医療機関における薬剤耐性アシネトバクター感染症等の
院内感染対策の徹底について

標記の件につきまして、厚生労働省医政局地域医療計画課より日本医師会を通じて、別添のとおり連絡がありました。

本件は、大阪府の医療機関において、薬剤耐性アシネトバクター感染症等の院内感染事例が報告されたことを受け、各都道府県等に対し、あらためて医療機関における院内感染防止体制の徹底について指導を行うよう求めるとともに、同感染症について感染症法に基づく届出（5類感染症）への周知徹底及び院内感染を疑う事例を把握した場合の速やかな報告に係る指導についても依頼するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員へ周知方よろしくお願い申し上げます。

記

（参考）

- ・ 多剤耐性アシネトバクター感染症 Q&A

<http://idsc.nih.go.jp/disease/MDRA/QA01.html>

- ・ 感染症法に基づく薬剤耐性アシネトバクター感染症の届出状況，2017 年

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/mdra-m/mdra-idwrs/8838-mdra-190523.html>

- ・ 多剤耐性アシネトバクター・バウマニ等に関する院内感染対策の徹底について

（平成 22 年 9 月 6 日付け厚生労働省医政局指導課事務連絡及び平成 21 年 1 月 23 日付け厚生労働省医政局指導課事務連絡）

- ・ 医療機関における薬剤耐性アシネトバクター感染症等の院内感染対策の徹底について

（平成 30 年 8 月 8 日付け厚生労働省地域医療計画課、健康局結核感染症課事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/i-anzen/hourei/>

以上

(健Ⅱ158F)

令和元年11月12日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
釜 菫 敏

医療機関における薬剤耐性アシネトバクター感染症等の
院内感染対策の徹底について

今般、大阪府の医療機関において、薬剤耐性アシネトバクター感染症等の院内感染事例が報告されたことを受け、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）あて標記の事務連絡がなされ、本会に対しても周知方依頼がありました。

本件は、各都道府県等に対し、あらためて医療機関における院内感染防止体制の徹底について指導を行うよう求めるとともに、同感染症について感染症法に基づく届出（５類感染症）への周知徹底及び院内感染を疑う事例を把握した場合の速やかな報告に係る指導についても依頼するものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和元年 11 月 8 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

医療機関における薬剤耐性アシネトバクター感染症等の
院内感染対策の徹底について

標記について、別添（写）のとおり各衛生主管（部）局長宛て送付されましたので、その趣旨を御了知いただくとともに、関係者への周知方よろしくお願いいたします。

（問い合わせ先）

厚生労働省医政局地域医療計画課

主査 継松

直通電話 03-3595-2194

FAX 03-3503-8562



事 務 連 絡
令和元年 11 月 8 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省健康局結核感染症課

医療機関における薬剤耐性アシネトバクター感染症等の
院内感染対策の徹底について

医療機関における院内感染対策については、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 6 条の 12 及び医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 1 条の 11 第 2 項第 1 号の規定並びに「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の改正について」（平成 19 年 3 月 30 日付け医政発第 0330010 号厚生労働省医政局長通知）、「医療機関における院内感染対策について」（平成 26 年 12 月 19 日付け医政地発 1219 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）等に基づき、管下の医療施設に対する周知及び指導をお願いしているところです。

今般、大阪府の医療機関において、薬剤耐性アシネトバクター感染症等の院内感染事例が報告されました。ついては、貴職におかれましては、管下の医療機関に対し、改めて院内感染防止体制の徹底について指導を行うようお願いいたします。

また、薬剤耐性アシネトバクター感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）における 5 類感染症であり、同法第 12 条第 1 項第 2 号に基づく届出が行われるよう周知徹底をお願いいたします。

なお、管下の医療機関に対し、薬剤耐性アシネトバクター感染症等の院内感染を疑う事例を把握した場合には速やかに貴職あてに報告するよう指導するとともに、医療機関による院内感染疑い事例の公表が予定されていることを把握した場合や院内感染による病床制限が生じた場合等、広く共有が必要と思われる事態が発生した際には、貴職より地域医療計画課あてに情報提供するようお願いいたします。

（参考）

○多剤耐性アシネトバクター感染症 Q&A

<http://idsc.nih.go.jp/disease/MDRA/QA01.html>

○感染症法に基づく薬剤耐性アシネトバクター感染症の届出状況，2017 年



<https://www.niid.go.jp/niid/ja/mdra-m/mdra-idwrs/8838-mdra-190523.html>

- 多剤耐性アシネトバクター・バウマニ等に関する院内感染対策の徹底について（平成 22 年 9 月 6 日付け厚生労働省医政局指導課事務連絡）
- 多剤耐性アシネトバクター・バウマニ等に関する院内感染対策の徹底について（平成 21 年 1 月 23 日付け厚生労働省医政局指導課事務連絡）
- 医療機関における薬剤耐性アシネトバクター感染症等の院内感染対策の徹底について（平成 30 年 8 月 8 日付け厚生労働省地域医療計画課、健康局結核感染症課事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/i-anzen/hourei/>

【担当】

厚生労働省医政局地域医療計画課
主査 継松
厚生労働省健康局結核感染症課
課長補佐 上戸

【連絡先】

厚生労働省医政局地域医療計画課
直 通 電 話 03-3595-2194
F A X 03-3503-8562